

○裾野市週休2日制工事実施要領

令和7年3月11日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、裾野市が発注する建設工事において週休2日の確保を推進する工事(以下「週休2日制工事」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 契約工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まないものとする。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)をいい、現場閉所率が28.5%以上を4週8休以上という。
- (5) 完全週休2日(土日) 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、あらかじめこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。
- (6) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。
- (7) 通期の週休2日 対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- (8) 発注者指定型 発注者が週休2日(原則として完全週休2日(土日))に取り組むことを指定するものをいう。なお、月単位の週休2日又は通期の週休2日は必須とする。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象となる工事は、裾野市が発注する予定価格が200万円以上で、かつ、土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携又は建築工事積算基準により積算する工事とする。ただし、次の各号に該当する工事を除く。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (2) 施工に必要な実日数が概ね1か月未満の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (4) 通年維持工事
- (5) 緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)

(発注)

第4条 週休2日制工事は、発注者指定型によるものとし、特記仕様書に週休2日制工事である旨を明示して発注するものとする。

(費用の計上)

第5条 発注者は、当初積算時の費用については完全週休2日(土日)(治山林道必携により積算する工事の場合は、月単位の週休2日)を前提とした補正計数により各経費を補正し、算出するものとし、その計算に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領又は静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領の例により、費用の計上を行うものとする。

2 発注者は、現場閉所の状況を確認し、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日に満たない場合は、現場閉所率に応じて月単位の週休2日又は通期の週休2日の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、月単位の週休2日又は通期の週休2日に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(実施方法)

第6条 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画・実績表(別記様式)を監督員に提出し、これに基づき施工する。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

2 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画・実績表(別記様式)を監督員に提出する。

3 受注者は、毎月10日までに前月分までの現場閉所の状況が記載された現場閉所計画・実績表(別記様式)を監督員に提出する。

4 監督員は、対象期間の最終月分までの現場閉所の状況が記載された現場閉所計画・実績表(別記様式)の提出を求め、現場閉所率について確認を行い、規定の現場閉所を行ったと

認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による契約変更を行うものとする。

(工事成績評定の加点)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる点数を「創意工夫」項目の評定に加えるものとする。

(1) 完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日 2点

(2) 通期の週休2日 1点

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、施行日以後に発注する建設工事に適用する。

附 則(令和7年訓令第18号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の裾野市週休2日制工事实施要領(以下「改正後の要領」という。)の規定(第6条第3項を除く。)は、令和7年11月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注した建設工事については、なお従前の例による。

3 改正後の要領第6条第3項の規定は、令和7年12月10日までを期限とする同年11月分までの現場閉所の状況が記載された現場閉所計画・実績表(別記様式。以下「11月分実績表」という。)の提出から適用する。この場合において、11月分実績表に現場着手日を含む月分から令和7年10月分までの現場閉所の状況が併せて記載されているときは、同月分までの実績表の提出があったものとみなす。

(経過措置)

4 この訓令の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。